

## 平成 18 年度第 1 回府中市国民保護協議会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成 18 年 4 月 17 日（月）午後 2 時～ 2 時 30 分
- 2 開催場所 府中市役所北庁舎第 1 会議室
- 3 出席委員 飯尾泰義委員、稲葉茂委員、大岩隆委員、大野明委員、北村芳嗣委員、久保謙治委員、五味幸雄委員、杉田信一委員、田口俊夫委員、詫摩浩士委員、竹内健祐委員、田中健司委員、友松栄二委員、中島信一委員、中島豊春委員、新海功委員、野口忠直委員、原拓二委員、平野耕市委員、星良幸委員、丸山清委員、森谷和央委員、矢ヶ崎一幸委員、山上義人委員、横田実委員  
（25 名）
- 4 欠席委員 大友信介委員、金子広文委員、向山努委員（3 名）
- 5 事務局 石阪防災課長、萩原課長補佐、都丸係長、大木主任
- 6 議題 (1)府中市国民保護協議会の設置の趣旨  
(2)府中市国民保護協議会運営規程(案)  
(3)府中市国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール(案)
- 7 公開・非公開の別  
公開（傍聴者の数 0 人）

### 審議会内容（要旨）

事務局 皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ございます。

私は、国民保護計画を担当しております防災課長の石阪と申します。議事に入るまでの間、進行を努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、委嘱状の伝達でございますが、本来なら市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございまして、皆様の前に、委嘱状を置かせていただいております。これをもって、委嘱状の伝達に代えさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に野口市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

野口市長 このたび、皆様には国民保護協議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、本日はお忙しい中、第 1 回府中市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は、平成 16 年 9 月に施行されました「国民保護法」に基づく協議会でございます。武力攻撃事態等が起きた際、国から国民保護対策本部を設置す

るよう指定された場合には、府中市国民保護対策本部を設置し、府中市国民保護計画に基づき、市民の避難誘導等の「国民の保護のための措置」を実施しなければなりません。

府中市では、昨年12月の市議会定例会におきまして、「府中市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」並びに「府中市国民保護協議会条例」を議決いただき、施行したところでございます。

これから国民保護計画の策定に取り組んでまいります。どうか委員の皆様におかれましては、活発なご意見、ご討論をいただき、府中市民の生命、身体ならびに財産の保護のため、ご尽力を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、本日は第1回の会議でございますので、委員の皆さまに自己紹介をしていただきたいと思います。それでは、はじめに中島助役から順番にひとつよろしくお願ひします。

(出席委員の自己紹介の後、事務局の職員の紹介)

事務局 次に本協議会の会長ですが、国民保護法第40条第2項により、会長は市長をもって充てることに定められておりますので、以後の進行は会長である市長にお願ひいたします。

なお、府中市では、「府中市情報公開条例」第32条第1項の規定により附属機関等の会議は公開を原則としておりますので、お手元に入っております「府中市国民保護協議会の傍聴について(案)」によりまして、お取り計らいのほどよろしくお願ひいたします。

それでは会長進行をよろしくお願ひいたします。

野口会長 事務局でこの案を朗読してください。

事務局 (朗読)

野口会長 事務局から説明がありましたように、本協議会も公開を原則としておりますので、傍聴することを認め、申し込み方法は、直接当日会場へ来ていただくこととするほか、その人数は会議室に応じて制限し、資料は閲覧していただき、会議終了後は回収することとし、その他は、「府中市国民保護協議会の傍聴について(案)」によるものとしてよろしいでしょうか。

(異議無しの声。事務局が傍聴希望者を確認したがいなかった。)

野口会長 それでは、ご了承いただきましたので、次に諮問書について事務局から「写し」を配布させます。事務局にて朗読願ひます。

事務局（朗読）

野口会長 次に、次第でございます4の議事を進行させていただきたいと思えます。最初に(1)の「府中市国民保護協議会の設置趣旨」ですが、説明を事務局からお願いいたします。

事務局（配布資料の確認の後、参考資料「武力攻撃事態等の発生から府中市国民保護計画に基づく府中市の国民保護措置及び緊急保護措置の実施まで」、資料1、資料2、資料3、資料4を説明）

野口会長 資料説明が終わりましたが、何かご質問などございませんか。

（質疑なし）

野口会長 ご質問等ないようですので、「府中市国民保護協議会の設置趣旨」を終了します。次に(2)の「府中市国民保護協議会運営規程（案）」ですが、事務局よりご説明を申し上げます。

事務局（資料5を説明）

野口会長 資料説明が終わりましたが、何かご質問などございませんでしょうか。

詫摩委員 ここで専門委員という言葉が出てきていますが、その専門委員の規定についてはどうということなのですか。

事務局 府中市の場合には当てはまらないかもしれませんが、国民保護法におきましては原子力施設等、非常に専門的知識を要する施設が、武力攻撃事態等にあってはいけないということで、保護計画を策定する場合、専門委員を置くというようなことが想定されます。ただ、本市の場合にはこういった施設等はありませんが、一応、法の中でこういった委員を置くことができるということを謳っていますから、協議会につきましても専門委員を置くことができるしております。

野口会長 他にございませんでしょうか。他にご質問など、無いようですので、お諮りをいたします。当協議会の運営規程案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

野口会長 ご異議がないようですので、案のとおり運営規程を定めることとし、本日より施行することといたします。平成18年4月17日から施行をします。次に(3)の「府中市国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール（案）」並びに「国の基本指針」、「東京都国民保護計画」、「国の市町村国民保護モデル計

画」、「東京都区市町村国民保護モデル計画」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（資料6、資料7、資料8を説明）

野口会長 資料説明が終わりましたが、何かご質問など、ございませんか。本案は、これから作成する市の計画の根幹となるものですから、是非、皆様の忌憚のないご意見・ご要望等を頂戴したいと存じます。

北村委員 資料6の右側の市計画の作成方針のところの方針2で、3のところですが、市が実施した訓練等の成果を反映すると書いてあるのですが、これは計画を作るにあたって、何かこう今までやってきた成果を反映させるのか、今までやってきた防災訓練等の成果を計画の中に取り入れていくのか、それとも、それとは別に何かやるというようなことを想定しているのですか。

事務局 ただいまのご質問の件でございますが、この市が実施した訓練等の成果は今まで私ども、署長もご指摘でございますが、総合防災訓練、あるいは地域の防災訓練等さまざまな訓練を行っております。そういった訓練の成果を計画に反映させていただきたい。また、国民保護計画におきましては、私ども住民の避難誘導が非常に大きな市町村の課題になっておりますが、これにつきましては保護計画を作る中で検討してまいります。この計画を作るにあたって、新たな訓練を想定する、訓練を実施するという考えではありません。

野口会長 他に質問はございませんでしょうか。ないようでございますので、お諮りいたします。計画の作成及び体系については、次回の計画素案の審議の中でご審議いただき、ただいま、ご説明いたしました今後の進め方については、事務局案のとおり進めていくことにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

野口会長 それでは、本日いただきましたご意見等につきましては、今後作成する原案に反映してまいりたいと思います。その他、お気づきのことがございましたら、後日でも結構ですので事務局までお寄せいただければ幸いに存じます。その他、事務局で何かあればお願いいたします。

事務局 次回の協議会の開催は、7月下旬に開催し、計画原案をご審議いただく予定でございます。本件につきましては、改めて委員の皆さまにご連絡を申し上げます。

また、事務局の連絡先をお配りした次第に載せてございます。本日の議題にかかわらず、ご意見等ございましたら、こちらで承ります。

野口会長 それでは、今後とも、本市の特性に応じた、真に実効性のある計画とするため、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。これにて、本日の

府中市国民保護協議会を閉会といたします。ありがとうございました。